

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 信託財産状況報告書についての留意事項</p> <p>① 規則第 37 条第 1 項第 18 号に規定する「業務又は財務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表監査及び内部統制監査</li> <li>・ 会社法に基づく会計監査人による監査</li> <li>・ 内部統制保証業務</li> <li>・ 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証</li> </ul> <p>② [略]</p> <p>(5) 電子決済手段に関する留意事項 電子決済手段の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑦ [略]</p>	<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 信託財産状況報告書についての留意事項</p> <p>① 規則第 37 条第 1 項第 16 号に規定する「業務又は財務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表監査及び内部統制監査</li> <li>・ 会社法に基づく会計監査人による監査</li> <li>・ 内部統制保証業務</li> <li>・ 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証</li> </ul> <p>② [略]</p> <p>(5) 電子決済手段に関する留意事項 電子決済手段の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑦ [略]</p>

改正案	現行
<p>⑧ その他電子決済手段に係る留意事項</p> <p>イ. [略]</p> <p>ロ. 役職員による規則第 30 条の 26 第 6 号に規定する行為を防止するために、電子決済手段関係情報を入手し得る立場にある、役職員による電子決済手段の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p> <p>ハ. [略]</p> <p>(6) 暗号資産に関する留意事項</p> <p>暗号資産等の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 暗号資産の分別管理</p> <p>信託会社が暗号資産を管理する場合には、規則第 39 条第 3 項及び同条第 5 項に基づき、信託財産に属する暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産（規則第 39 条第 5 項柱書きに規定する履行保証暗号資産をいう。以下同じ。）に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。信託会社の監督に当たっては、受託暗号資産及び履行保証暗号資産（以下「対象暗号資産」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、信託会社に対し、定期的に又は必要に応じて報告を求めるとともに、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>イ・ロ [略]</p>	<p>⑧ その他電子決済手段に係る留意事項</p> <p>イ. [略]</p> <p>ロ. 役職員による規則 30 条の 26 第 6 号に規定する行為を防止するために、電子決済手段関係情報を入手し得る立場にある、役職員による電子決済手段の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p> <p>ハ. [略]</p> <p>(6) 暗号資産に関する留意事項</p> <p>暗号資産等の信託については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 暗号資産の分別管理</p> <p>信託会社が暗号資産を管理する場合には、規則第 39 条第 3 項及び同条第 4 項に基づき、信託財産に属する暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産（規則第 39 条第 4 項柱書きに規定する履行保証暗号資産をいう。以下同じ。）に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。信託会社の監督に当たっては、受託暗号資産及び履行保証暗号資産（以下「対象暗号資産」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、信託会社に対し、定期的に又は必要に応じて報告を求めるとともに、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>イ・ロ [略]</p>

改正案	現行
<p>④～⑦ [略]</p> <p>⑧ その他暗号資産に係る留意事項 イ・ロ [略]</p> <p>ハ. 役職員による規則第 30 条の 26 第 7 号に規定する行為を防止するために、暗号資産関係情報を入手し得る立場にある、役職員による暗号等資産に係る有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p> <p>ニ. [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>5 管理型信託会社</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>① 管理型信託会社登録簿は、登録申請書の写しの第 2 面から第 6 面により作成するものとする。</p>	<p>④～⑦ [略]</p> <p>⑧ その他暗号資産に係る留意事項 イ・ロ [略]</p> <p>ハ. 役職員による規則 30 条の 26 第 6 号に規定する行為を防止するために、暗号資産関係情報を入手し得る立場にある、役職員による暗号等資産に係る有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているかに留意する。</p> <p>ニ. [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>5 管理型信託会社</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>① 管理型信託会社登録簿は、登録申請書の写しの第 2 面から第 6 面により作成するものとする。</p>

改正案	現行
<p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と管理型信託会社登録簿の当該面とを差替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している信託会社の新株予約権の行使による資本金の額の変更届出書については、毎月末における資本金の額を翌月 15 日までに提出させ、1 ヶ月ごとに当該管理型信託会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③ 本庁は、本庁監理会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、遅滞なく当該本庁監理会社の登録を行なった財務局に対して登録申請書の変更面及び添付書類を送付するものとする。</p> <p>④ 管理型信託会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>⑤ 管理型信託会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>⑥ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>イ. 上記④及び⑤又は当局の指示に従わない者</p> <p>ロ. 管理型信託会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p>	<p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と管理型信託会社登録簿の当該面とを差替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している信託会社の新株予約権の行使による資本金の額の変更届出書については、毎月末における資本金の額を翌月 15 日までに提出させ、1 ヶ月ごとに当該管理型信託会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③ 本庁は、本庁監理会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、遅滞なく当該本庁監理会社の登録を行なった財務局に対して登録申請書の変更面及び添付書類を送付するものとする。</p> <p>④ 管理型信託会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>⑤ 管理型信託会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>⑥ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>イ. 上記④及び⑤又は当局の指示に従わない者</p> <p>ロ. 管理型信託会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p>

改正案	現行
<p>ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>⑦ 他の財務局長が登録を行った信託会社に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1 - 2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>申請者より、兼営法第 1 条第 1 項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) 兼営法の趣旨に鑑み、兼営法第 1 条第 1 項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。</p> <p>銀行以外の信託兼営金融機関は、電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行う信託及び暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託及び信託財産の管理又は処分において暗号等資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する(兼営法規則第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号)。</p> <p>銀行である信託兼営金融機関は、管理型信託業に限定して暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営むことができるが、信託財産の管理又は処分において暗号等資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する。暗号資産を</p>	<p>ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>⑦ 他の財務局長が登録を行った信託会社に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び信託会社のすべての営業所には法第 34 条の規定による説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1 - 2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>申請者より、兼営法第 1 条第 1 項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) 兼営法の趣旨に鑑み、兼営法第 1 条第 1 項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。</p> <p>銀行以外の信託兼営金融機関は、電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行う信託及び暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託及び信託財産の管理又は処分において暗号等資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する(兼営法規則第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号)。</p> <p>銀行である信託兼営金融機関は、管理型信託業に限定して暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営むことができるが、信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託を営むことができないことに留意する。暗号資産を</p>

改正案	現行
<p>含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営む場合、銀行である信託兼営金融機関による履行保証暗号資産の保有は、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－１及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－１に規定する「必要最小限度の範囲」に含まれるが、銀行勘定に与えるリスクに鑑み、特に主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－２③及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－２③に記載の点に留意する。</p>	<p>む信託財産の管理又は処分を行う信託を営む場合、銀行である信託兼営金融機関による履行保証暗号資産の保有は、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－１及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－１に規定する「必要最小限度の範囲」に含まれるが、銀行勘定に与えるリスクに鑑み、特に主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－６－２③及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－１３－２③に記載の点に留意する。</p>













改正案														現行																				
<p>た場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>7. 「他業の種類」欄には、信託業法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>8. 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。</p> <p>9. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。</p>														<p>6. 「他業の種類」欄には、信託業法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>7. 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。</p> <p>8. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。</p>																				
別紙様式20														別紙様式20																				
自己信託会社（法第50条の2第1項の登録を受けた者）の状況														自己信託会社（法第50条の2第1項の登録を受けた者）の状況																				
令和〇〇年〇〇月末現在														令和〇〇年〇〇月末現在																				
〇〇財務（支）局														〇〇財務（支）局																				
（単位：百万円）														（単位：百万円）																				
登録番号	登録年月日	登録抹消年月日	信託会社名	代表者名	主たる支店の所在地	電話番号	主な受託財産の種類	信託契約代理業務	信託業法	金商法	信託受益権売買等業	電子決済手段関連業	他業の種類	信託財産残高	資本金の額	純資産額	備考	登録番号	登録年月日	登録抹消年月日	信託会社名	代表者名	主たる支店の所在地	電話番号	主な受託財産の種類	信託契約代理業務	信託業法	金商法	信託受益権売買等業	他業の種類	信託財産残高	資本金の額	純資産額	備考



改正案	現行
<p>合には、登録年月日の下に登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>6. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務を行っている場合に、登録年月日を記載すること。なお、信託受益権売買等業務を廃業等した場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>7. 「電子決済手段関連業務」欄には、当該業務を行っている場合に、登録年月日を記載すること。なお、電子決済手段関連業務を廃業等した場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>8. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。</p> <p>9. 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の自己信託報告書の計数を記載すること。</p> <p>10. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。</p>	<p>合には、登録年月日の下に登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>6. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務を行っている場合に、登録年月日を記載すること。なお、信託受益権売買等業務を廃業等した場合には、登録抹消年月日を（ ）書きで記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>7. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。</p> <p>8. 「信託財産残高」、「資本金の額」及び「純資産額」欄には、直近の自己信託報告書の計数を記載すること。</p> <p>9. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、登録抹消の事由及び監督上の措置など、監督上の参考事項を記載すること。</p>